

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の体制及び方針

連結注記表

個別注記表

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

株式会社アズーム

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、取締役会において決議された「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - (b) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (c) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
 - (d) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして内部通報制度を構築する。
 - (e) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査等委員会規程に基づく監査等委員会監査の実施により確認する。
 - (f) 代表取締役直轄の内部監査担当者は、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 自然災害や企業不祥事等、会社、使用人、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
 - (b) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。

- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
 - (c) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は管理部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
 - (b) 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的に実施し、その結果について代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく代表取締役を通じて、取締役会に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
 - (c) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、関係会社の事業内容や規模等に応じて、当社に準じた社内規程を制定し、関係会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定める。
 - (d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体にわたる体制を整備する。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (a) 適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用する。
 - (b) 内部監査担当者が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行う。

- (c) 財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行う。
- g. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会は、内部監査担当者または管理部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該使用人の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は選定監査等委員が有するものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- h. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - (b) 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (c) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (a) 当社は、監査等委員会の通常の職務執行の範囲で生ずる費用に関し、会社の事業計画および監査等委員会の監査計画に応じて毎年予算を計上することとする。
 - (b) 監査等委員会がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- j . その他の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - (b) 監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、隨時顧問弁護士事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- k . 反社会的勢力等排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (a) 反社会的勢力等とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - (b) 管理部を反社会的勢力等対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力等による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - (c) 反社会的勢力等による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づく「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む取締役9名で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部・各支社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役、取締役会及び監査等委員会に報告いたしました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて、適宜監査等委員会を開催し、監査等委員間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他使用人と対話をを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 5 社
- ・連結子会社の名称 株式会社CGworks
AZOOM VIETNAM INC.
株式会社鉄壁
株式会社ダイバース
CGWORKS VIETNAM INC.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品、販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10～18年
--------	--------

構築物	10年
-----	-----

工具、器具及び備品	3～10年
-----------	-------

(ロ) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

- (4) のれんの償却方法及び償却期間
10年間で均等償却を行っております。

- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常時点）は以下のとおりであります。

遊休資産活用事業

a.月極駐車場サブリースサービス

月極駐車場サブリースサービスは、駐車場の貸借に伴う賃料収入、契約手数料、賃料保証料等で構成されております。顧客との賃貸借契約を締結する際の契約手数料等については、契約締結を履行義務として識別し、契約締結により履行義務が一時点で充足されるため、当該契約締結時点で収益を認識しております。賃料保証料については、顧客との契約に基づいて、契約期間にわたりサービス提供を行う履行義務を識別しており、当該履行義務は賃貸借契約締結における賃料発生月から契約満了月までの期間にわたり充足されることから契約期間にわたり収益を認識しております。また、顧客との賃貸借契約に基づく賃料収入等については企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等に従い収益を認識しております。

b.月極駐車場紹介サービス

月極駐車場紹介サービスは、駐車場の貸借の際に借主と貸主の間に立ち、賃貸借契約の仲介を行っております。月極駐車場紹介サービスでは、契約駐車場の選定及び契約に向けた調整等を履行義務として識別し、当該履行義務は賃貸借契約が締結される一時点で充足されるものであり、当該契約締結時点で収益を認識しております。

ビジュアライゼーション事業

グラフィックデータ制作は、顧客の依頼により、3DCG技術等の専門的なスキルを活用し、建物や空間の利用方法及び完成イメージをグラフィックデータとして制作し、販売するとともにVR技術を用いて空間デザインのサービスを提供している事業であります。グラフィックデータ制作では、顧客からの発注に基づき当該成果物の引渡を行う義務を履行義務として識別しております。当該履行義務は成果物が引渡される一時点で充足されるものであり、当該成果物の引渡し時点において収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年)による定額法によりそれぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

当社が有する退職一時金制度の退職給付債務の計算方法について、従来まで簡便法によっておりましたが、同一の退職給付計算に含まれられる従業員が300人を超えたため、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。なお、一部の連結子会社では引き続き簡便法によって計算しております。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

販売用不動産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
販売用不動産	395,560	345,272

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、販売用不動産の評価について、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、収益性の低下した販売用不動産については、正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。なお、正味売却価額は、販売見込額から販売経費

等見込額を控除して算出しております。

販売用不動産の正味売却価額の見積りの基礎となる販売見込額は、物件ごとの現況に応じて、公示価格、周辺の売買取引事例、外部業者による価格査定結果等を踏まえ、算出しております。なお、物件ごとに特性があり、景気動向、金利動向及び地価動向等影響を受けて、その見積りは変動する可能性があります。その結果、販売用不動産の正味売却価額の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類における販売用不動産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 176,256千円

(2) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度限度額	30,000千円
貸越実行残高	—
差引額	30,000千円

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	6,026,800	109,400	—	6,136,200

(注)変動事由の概要は次のとおりであります。

新株式の発行 109,400 株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	118,276	37	118,200	113

(注)変動事由の概要は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 37 株

取締役会決議による自己株式処分による減少 118,200 株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147,713千円	25円00銭	2024年9月30日	2024年12月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,300,850千円	212円00銭	2025年9月30日	2025年12月22日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 32,400 株

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。また、運転資金を主に銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を隨時把握することによってリスクの軽減を図っております。

差入保証金は、駐車場のマスターリース契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に監視することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金は、その殆どが1ヶ月以内の支払期日であります。また、預り保証金は駐車場のサブリース契約に係るものであり、解約時に返還する義務を負っております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達であります。当社は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 差入保証金	342,286	335,940	△6,345
資産計	342,286	335,940	△6,345
① 預り保証金	300,868	296,651	△4,216
② 長期借入金(※ 2)	72,416	71,001	△1,414
負債計	373,284	367,653	△5,631

(※ 1) 「現金及び預金」「売掛金」「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※ 2)長期借入金には1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① 差入保証金	—	335,940	—	335,940
資産計	—	335,940	—	335,940
① 預り保証金	—	296,651	—	296,651
② 長期借入金	—	71,001	—	71,001
負債計	—	367,653	—	367,653

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

①差入保証金

差入保証金の時価は、返還債務の額を返還期日までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

①預り保証金

預り保証金の時価は、返還債務の額を返還期日までの見積り期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,737,103	—	—	—
売掛金	218,374	—	—	—
差入保証金	—	342,286	—	—
合計	5,955,478	342,286	—	—

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	30,060	20,643	7,767	8,124	5,822	—
合計	30,060	20,643	7,767	8,124	5,822	—

6 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	遊休資産活用事業	ビジュアライゼーション事業	
財又はサービスの種類			
月極駐車場サブリースサービス	1,822,047	—	1,822,047
月極駐車場紹介サービス	453,910	—	453,910
スマート空間予約	240,854	—	240,854
グラフィックデータ制作	—	247,840	247,840
その他	186,297	—	186,297
顧客との契約から生じる収益	2,703,109	247,840	2,950,950
その他の収益	10,528,995	—	10,528,995
外部顧客への売上高	13,232,105	247,840	13,479,945

(注) その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる、月極駐車場サブリースサービスから得られる収益を主とした賃料収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 「(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	117,469
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	195,518
契約負債（期首残高）	118,017
契約負債（期末残高）	151,973

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	555円68銭
1株当たり当期純利益	153円62銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

8 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

当社が有する退職一時金制度の退職給付債務の計算方法について、従来まで簡便法によっておりましたが、同一の退職給付計算に含められる従業員が300人を超えたため、当連結会計年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。なお、一部の連結子会社では引き続き簡便法によって計算しております。

この変更に伴い、当連結会計年度における退職給付に係る負債が791千円減少し、同額を販売費及び一般管理費から控除しております。

(2) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度除く)

当連結会計年度

退職給付に係る負債の期首残高	- 千円
退職給付費用	1,713
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	18,600
退職給付の支払額	△1,500
退職給付に係る負債の期末残高	18,813

(3) 簡便法を適用した確定給付制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

当連結会計年度

退職給付に係る負債の期首残高	17,100 千円
退職給付費用	4,200
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	△18,600
退職給付の支払額	△600
退職給付に係る負債の期末残高	2,100

(4) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

当連結会計年度	
非積立型制度の退職給付債務	20,913 千円
連結貸借対照表に計上された負債の金額	20,913
退職給付に係る負債	20,913
連結貸借対照表に計上された負債の金額	20,913

(5) 退職給付費用

当連結会計年度	
勤務費用	2,341 千円
利息費用	163
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	△791
簡便法で計算した退職給付費用	4,200
確定給付制度に係る退職給付費用	5,913

9 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年と見積り、割引率は0.02%～1.20%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度
期首残高	52,737 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,858
時の経過による調整額	243
その他増減額（△は減少）	△41
期末残高	58,797

10 重要な後発事象に関する注記

（株式分割及び定款の一部変更）

当社は、2025年7月31日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式の分割により、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大向上を図ることを目的としております。

2. 株式の分割の概要

（1）分割の方法

2025年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しております。

（2）分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	6,136,200株
②今回の分割により増加する株式数	6,136,200株
③株式分割後の発行済株式総数	12,272,400株
④株式分割後の発行可能株式総数	38,400,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	2025年9月12日
②基準日	2025年9月30日
③効力発生日	2025年10月1日

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年10月1日をもって、当社定款の一部を変更しております。

(2) 定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しています）

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>19,200,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>38,400,000</u> 株とする。

(3) 変更の日程

定款の一部変更の効力発生日 2025年10月1日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額に変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2025年10月1日の効力発生日と同時に新株予約権の目的となる1株あたりの行使価格を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第4回新株予約権	150円	75円
第5回新株予約権	793円	397円

5. 期末配当

今回の株式分割は、2025年10月1日を効力発生日としておりますので、2025年9月30日を基準日とする2025年9月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(注) 連結計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～18年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

10年間で均等償却を行っております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、退職金規程に基づいた一時金を支給しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として6年)による定額法によりそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

(ハ) 小規模企業等における簡便法の採用

当社が有する退職一時金制度の退職給付債務の計算方法について、従来まで簡便法によっておりましたが、同一の退職給付計算に含められる従業員が300人を超えたため、当事業年度より退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常時点)は以下のとおりであります。

遊休資産活用事業

a.月極駐車場サブリースサービス

月極駐車場サブリースサービスは、駐車場の賃借に伴う賃料収入、契約手数料等で構成されております。顧客との賃貸借契約を締結する際の契約手数料等については、契約締結を履行義務として識別し、契約締結により履行義務が一時点で充足されるため、当該契約締結時点で収益を認識しております。また、顧客との賃貸借契約に基づく賃料収入等については企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」等に従い収益を認識しております。

b.月極駐車場紹介サービス

駐車場紹介サービスは、駐車場の賃借の際に借主と貸主の間に立ち、賃貸借契約の仲介を行って

おります。駐車場紹介サービスでは、契約駐車場の選定及び契約に向けた調整等を履行義務として識別し、当該履行義務は賃貸借契約が締結される一時点で充足されるものであり、当該契約締結時点で収益を認識しております。

(8) その他計算書類作成のための基本的な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

販売用不動産の評価

連結注記表 2 会計上の見積りに関する注記に記載のとおりであります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 150,078 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 3,245 千円

短期金銭債務 43,030 千円

(3) 当座貸越契約

連結注記表 3 連結貸借対照表に関する注記 (2) 当座貸越契約に記載のとおりであります。

4 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

その他の営業取引高 73,074 千円

営業取引以外の取引高 32,250 千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び数

普通株式 113 株

6 税効果会計に関する注記
繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業所税	14,060 千円
未払事業税	15,710
賞与引当金	28,664
減価償却超過額	43,565
資産除去債務	18,162
その他	24,627
繰延税金資産小計	144,790
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	144,790
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,186
繰延税金負債合計	△9,186
繰延税金資産又は繰延税金負債の純額	135,604

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率を34.59%から30.62%に変更しております。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は17,360千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,496千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

7 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	519円76銭
1株当たり当期純利益	135円32銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

8 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び定款の一部変更)

連結注記表 10 重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

(注) 計算書類に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。